

処遇改善手当の概要（社会福祉法人）

令和8年6月からの処遇改善手当（処遇見合手当）については以下のとおりです。

※処遇改善加算の対象事業所（R8.6月より居宅、包括も対象）

処遇改善加算の収入から支給する。			R8.6から
常勤職員	①	（特養）勤続10年以上の介護福祉士	65,000 円
	②	（特養以外の事業所）勤続10年以上の介護福祉士	59,000 円
	③	（特養）①以外の介護職員	57,000 円
	④	（特養以外の事業所）②以外の介護職員	51,000 円
	⑤	その他の職員	20,000 円
非常勤職員	⑥	介護職員	280 円／時間
	⑦	介護職員兼務職員	170 円／時間
	⑧	その他の職員	70 円／時間

※処遇改善加算の対象外事業所（サ高住・ねぎぼうず）

法人の会計より処遇見合手当として支給する。

非常勤	⑨	非常勤職員	70 円／時間
-----	---	-------	---------

●その他

①業務制限のある方については、支給金額の調整あり。

②ケアハウスについては、ケアハウスの処遇改善手当を支給する（現状どおり）。

③収入の状況によって金額の変動あり。また余剰分は一時金にて支給する。